

○職員のサービスの宣誓に関する条例

〔昭和45年12月21日〕
〔条例第10号〕

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別表による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が、消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩